

## 研究ノート

## カイロ宣言の虚実

伊藤 哲夫（日本政策研究センター所長）

以下の拙稿は平成24年、中国政府が盛んに宣伝していた戦後日本の国際的地位に関わる「反日プロパガンダ」への反論の視点を提供する目的で書いた月刊誌（『明日への選択』）読者向けの解説である。ご一読いただければわかるように、内容は筆者が重要と考えた先行研究の内容紹介に留まり、本来なら独自の研究に基づく学術論文の掲載を目的とする本誌の性格にかなうものではない。ただ、編集者から戦後日本の法的地位に関わる一つの視点の提供という趣旨からお勧めをいただき、あくまでも解説資料として一部加筆の上、掲載させていただくこととした。

## 中国・尖閣宣伝への二つの反論

「カイロ宣言とポツダム宣言という、世界反ファシスト戦争の偉大な成果は、戦後の国際秩序の重要な基礎となるもの」（秦報道局長）と中国は最近、しきりに主張している。尖閣諸島はこの決定に基づき中国に返還されたのであり、その事実を否定することは「反ファシスト戦争の勝利の成果を否定」（同）するものだ、というわけだ。

かかる一方的かつ粗雑なものはいいは、まさに中国流プロパガンダの典型ともいえようが、これを最近では、国際社会に対しても発信これ努めている。「ウソも百回繰り返せば本当になる」ではないが、そうだとすればそれに対して日本としても、いつまでも紳士然とおっとり構え続けているわけにはいかない。ここは声を大にして、断固たる反論を開始していくべきだろう。

なすべき反論は二つある。一つは尖閣諸島の国際法的事実に関わる反論と、もう一つは彼らの粗雑な歴史認識そのものに関わる反論である。ちなみにいっておけば、前者に対しては既に外務省もそれなりの反論は行っている。以下はその要点となるものだ（外務省ホームページ「尖閣諸島に関するQ&A」）。

- ① カイロ宣言及びポツダム宣言というが、両宣言は尖閣諸島とは何の関係もない。両宣言は「台湾及び澎湖島」の「中華民国」への返還を規定しているが、尖閣諸島は「台湾の一部」ではなく、「南西諸島の一部」というのがわが国の一貫した立場である。
- ② 両宣言はあくまでも大戦中における連合国側の戦後処理に関わる「基本方針」を示すものに過ぎず、戦争の結果としての「最終的な領土処理」を定めるものではない。それは正式には平和条約をはじめとする国際約束により行われるもので、従って両宣言は法的効果をもつ「最終的な領土処理」たりうるものではない。
- ③ 日本にとっての平和条約の最も基本となるものはサンフランシスコ平和条約である。そのサンフランシスコ平和条約は「南西諸島」を米国の「施政権下」におくこと

を規定したが、そこでは尖閣諸島は「南西諸島の一部」として確認されている。

- ④ この「南西諸島」すなわち沖縄は、その後1972年、日本に返還されたが、尖閣諸島もこの「南西諸島」の一部として同時に日本に返還された。

つまり、尖閣諸島は「カイロ宣言とポツダム宣言」とも「世界反ファシスト戦争」とも何の関係もなく、一貫して日本の領土としてあり続けてきたということだ。

さて、尖閣問題に対する反論としては、これで論点は全て尽きていよう。要は関係ないものは関係ない、という以外のものではないからだ。とすれば、残るは彼らの粗雑な歴史認識そのものに対する反論、ということになる。「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」などという主張は、いかにも中国人的な「プロパガンダ用ストーリー」という他ない大風呂敷だが、一言にしていえば余りにも歴史的事実を無視した恣意的かつ一方的な主張、と評する他ない。とはいえ、その誤りを指摘しなければ、いつまでもこんなウソ宣伝が世界に垂れ流され続けることも否めない。その意味で以下、この主張に焦点を当て、筆者なりの反論を展開してみたい。

ちなみに、筆者はその際、対象を主にカイロ宣言に絞り、この議論を進めていきたいと考えている。ポツダム宣言はカイロ宣言の「履行」を明言してはいるものの、内容はこの宣言の規定の範囲を出るものではない。つまり、彼らの主張の基本、あるいは出発点はあくまでもこのカイロ宣言であり、まず論ずべきはこの宣言の本質だと考えるからだ。

## 幻想のカイロ宣言

さて、そこで議論はそのカイロ宣言とは何かということになる。以下、五百旗頭真氏の著書『米国の日本占領政策』上（中央公論社）を参考にしつつ、このカイロ宣言の概略と問題点を明らかにしたい。

カイロ宣言は1943年11月、ルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、中華民国の蒋介石総統の三首脳が、エジプトのカイロで会談した際の共同コミュニケであり、初めて日本に連合国の戦争目的を示した歴史的宣言として、学校でも教えられている。中国としては、その冒頭に「三大同盟国」とあり、「日本国の侵略を制止し、且つ之を罰する為、今次の大戦を為しつつある」と彼らの戦争目的が提示される中で、初めて英米と並ぶ「主要国」として中国が位置づけられたこと、以下のように満州と台湾の中国への返還が約束されたことが、「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」という話にまで拡大する根拠となるわけだ。以下はカイロ宣言のその中国と台湾に関わる一節である。

「右同盟国（三大同盟国）の目的は日本国より……満洲、台湾及び澎湖島の如き日本国が清国より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り」

中国はこれを「戦後の国際秩序の重要な基礎」とまでいい、「敗戦国たる日本は大人しく尖閣諸島を手放し、戦勝国中国のいうことを聞け」と主張するのだといえる。

たしかにカイロ宣言をそのような「戦後秩序」を規定した法的約束と捉えれば、尖閣諸島の領有はともかく、中国がこのカイロ宣言を盾に、自らを「戦勝国」と強引に主張して

くる理由はわからないでもない。しかし、問題は事実はどうだったか、ということなのである。彼らの願望というか信仰はともかく、少なくとも歴史的事実からいえば、それは彼らにとっては、あくまでも「一時の幻想」を与えられただけの政治的約束というのがここで明らかにしたいことなのだ。

まず指摘すべきは、それは米大統領ルーズベルトのきわめて幻想的な中国観が生み出した、ずさんな約束に過ぎなかったということである。大統領の中国に対する関心には当初より格別なものがあったとされるが、それは「四年半にもわたって爆撃と飢えに抗し、よりよい装備の軍隊を持つ日本の侵略を何度も打ち負かしている」「勇敢な中国国民」という大統領の言葉にも象徴される、感傷的とさえいえる代物だった。そうした中で参戦当初、個人的に構想されたのが中国を戦後の「四大国」の一つとして、「アジアの中心勢力」としようとする現実離れた政策だったのだ。五百旗頭真氏は指摘する（前掲書）。

「ローズベルトは、機会あるごとに中国を大国として遇する意向を口にするようになる。たとえば、同年（1942年）5月にモロトフが訪米した際、彼は……大国が『世界の警察官』としての機能を果たすべきである、と説いた。そして、中国については、統一的な中央政府の樹立を条件としつつも、米英ソに中国を加えた四ヶ国を大国の座につくべき国としてあげた。その場合、中国は『日本に対して警察官の機能を果たす』ことを予期している旨、付け加えた。ローズベルト構想のなかで、戦後アジア秩序の中軸に『大国』たるべき中国が置かれていたのである」

とはいえ、問題は当の中国に現実にそれだけの内実はあったか、ということなのである。大統領がいかにか個人的に期待しようと、現実の中国は「大国」どころか「独立国」としての実体さえ有していなかったし、そもそも日本軍に対し、まともに戦ってさえいなかった。とすれば、そんな現実性を欠いたずさんな思い入れが長続きするはずがない。そんな構想は「戦後国際秩序の重要な基礎」どころか、まさにカイロ宣言が形となったその瞬間から、実は崩壊を始める運命にあったというのが実態だったのだ。

## ルーズベルトのもう一つの幻想

ずさんな幻想といえば、こんな話もある。参戦当初、大統領は蒋介石に「中国が失ったすべての領土を回復させたい」と約束しようとした。しかし、そこにはそれにより当然問題となるであろう、ソ連がそれまで「通商上の利益」の保証を要求していた「満州」や、英国がアヘン戦争以来「租借」していた「香港」に対する、専門家による事前の入念な政策検討は一切なかったという。そのソ連の満州に対する要求が、皮肉にも後にヤルタ会談の場で、まさに手の平を返したように、「対日参戦の代償」としてスターリンに提供されることになることは後に改めて触れるが、大統領の中国に対する思い入れというのは、実はその程度の無責任で気紛れなものでもあった、ということなのだ。

それだけではない。カイロ会談の場で、大統領は蒋介石に何と「琉球を欲するか」と一度ならず尋ねたという。蒋介石がそれを求めたというのではない。大統領の方から切り出したのである。蒋介石は当然、その歴史的正当性について思い巡らすと同時に、「米国を

安心させるため」(つまり、米国にいたずらな警戒心を抱かせないため)、琉球は欲しない旨、返答したという。日本にとってはまさにすんでのところでの琉球喪失の回避という話であったのだが、大統領にとっては敵国から領土を取り上げることなど、まさに庭の石を動かす程度の問題だったという話でもある。その戦後構想、すなわち中国の大国化構想なるもののずさんさをよく示す話だともいえよう。やはり五百旗頭氏は指摘する。

「国家の最高指導者が、領土画定のように困難な長期的問題を決定しようとする場合、入念きわまる準備が政府内でなされるのが、外交上の常識である。国務省を中心に起草と討議を何度もくり返し、政府内の方針が固まってくれば、関係国と事前に意見調整を重ね、首脳による高度な政治的決着を待つべき一部分を除いて、あらかじめ声明草案が出来上がった状態で頂上会談に臨むのが通常である。

しかるに、カイロへ赴くにあたってローズベルト大統領は日本処理をめぐる政策文書の山を持っていなかった」

※ なおこの問題については、産経新聞ロンドン支局長の岡部伸氏が、蒋介石が戦後、この沖縄を欲しないとの返答を覆えし、沖縄領有の主張を始めたことを明らかにしている。(「沖縄領有を主張した蒋介石」、『Voice』17年2月号)

しからばなぜ、大統領は一時的にせよ、かくまで中国に入れ込んだのだろうか。もちろん、大統領の感情的ともいえる中国への個人的思い入れは既に指摘したところだ。しかし、それとともに指摘しなければならないのは、「対日作戦上の考慮」という側面だったといつてよい。まずはヨーロッパ戦線への対処が先決、と考える大統領にとり、その一定の見通しがつくまでの間、日本軍の攻勢にどこまで中国が耐え続けてくれるかが問題だった。その中国が崩れ、逆に日本と単独で講和するようなことになれば、この戦争の帰趨はどうなるか。大統領はそんな悪夢におびえ、中国に対日抗戦を続けさせるため、彼らの心を米国につなぎ止めるためには、どんな代価をも支払うのが当然、と考えたのである。その結果が、中国への「大国」の地位の約束であった。

とはいえ、その中国は実は日本と真剣に戦いはしなかった。むしろ米国をして日本と本格的に戦わしめるべく、巧妙な策さえ弄したのである。彼らにとっての窮極の目的は、最後まで対日戦での甚大な犠牲を回避しつつ、むしろ共産軍との内戦を有利に進め、晴れて講和会議の席に「戦勝国」として臨むことにあった。それゆえそうした中国に対し、むしろ中国駐在の外交官たちは大統領に政策転換を求めることさえ躊躇しなかった。蒋介石は国民を守るという使命を果たすどころか、むしろ秘密警察と強権によって成り立つ腐敗した一党独裁の強化に狂奔するだけであり、ならば果たして、そのような政権をかくまで重要視する名分はどこにあるのか、と迫ったのだ。それが「民主主義の姉妹国家」なるものの現実だった。

## 「反ファシスト戦争の偉大な成果」の実態

カイロ宣言はその意味で、むしろ「大戦の成果」というより、「当面を糊塗する約束」という程度のものに過ぎなかった、というのが結果から見れば当たっている。カイロの地

で、大統領は蒋介石に初めて会った。そこで二人は語り合い、中国に「大国の地位」を約束したことは事実だといってよい。しかし一方、それを機会に、大統領はまさに憑きものが落ちるように、中国への期待を急速に低下させていったのである。蒋介石に直接会い、彼が戦争につき語り、弁明するところを聞きつつ、いかに自らが抱懐していた中国観が一時の幻想に過ぎないものだったかを、大統領は思い知らされた。そうした中で、中国は日本打倒のためのコマたり得ないことを認識したのだ。

そしてその時から、今度はそれに反比例するかのようになり、大統領の心を占めるようになっていったのがスターリンだった。皮肉な話だが、蒋介石への失望が大きければ大きいほど、今度はスターリンへの期待と幻想が拡大していったのである。蒋介石とは違い、スターリンはテヘランで、ドイツ降伏後、ソ連は対日戦に加わる旨を明確に約束した。中国に対して期待していた役割をはるかに超えるものを、スターリンは自ら大統領に提供すると言明したのである。

むろん、だからといってカイロ宣言で中国に与えた約束までもが反古になったわけではない。大統領はその約束を取り下げることは考えなかったが、ただ彼の心中、その約束の中身が急速に色あせたものとなっていったことは間違いない。中国はこのカイロ宣言を「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」と位置づけたが、実際は大統領にとってのこの宣言の戦略上の地位は、この時むしろヤルタ協定（実質的には協定というより密約）の方へ移っていったのである。

実はこのヤルタ協定の核となるものが最初に話し合われたのは、カイロ会談と前後する形で行われたテヘラン会談の場であったとされる。大統領の片腕であったハリマンはその回想録で、「スターリンはテヘランにおいて、ポーツマス条約廃棄の希望を明らかにした」と記しているからだ。しかし、大統領はそれに留まらず、「千島列島の引き渡し」までこの場で約束した可能性も指摘されている。スターリンから対日参戦を約束する言葉を聞いた大統領は、それに応えて「プラス千島列島」というあり得ない約束までしてしまったのだ。

ちなみに、日露戦争によるポーツマス条約でロシアが失ったものは、①南樺太、②旅順・大連を中心とする遼東半島の租借権、③南満州鉄道を中心とする南満州の権益、の三つであろう。スターリンはそれらのソ連への返還を要求したのである。

先にも触れたように、カイロ宣言の重要眼目は「満州の無条件返還」であった。しかし、中国国民がその約束に歓喜したまさにその時、大統領とスターリンはこのように、その満州に対する中国の頭越しによる「処理」をテヘランで話し合っていたのである。むろん、それに「千島の引き渡し」も加わる。とすれば、「領土拡張の何等の念をも有するものに非ず」とするカイロ宣言の言明はどこへいったのだ、といたくもなる。これは要するに大統領の杜撰でその場しのぎの個人的外交による逸脱とでもいふべきものであり、であるがゆえに戦後、米国政府はこれを公式的な約束ではなく法的には無効、との立場に転じたともいえよう。誠に皮肉な話ではあるが、かかる矛盾だらけの協定が「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」というものの実態であったのだ。

ヤルタ協定が現実の形となったのはその一年後の45年2月である。この時は既にソ連の対日参戦は既定事実となっていた。既に述べたように、協定の内容はあらかじめ固まっておき、残った問題はソ連が要求する満州の扱いに関わる詰めだったが、それも結果的にはス

ターリンの強い圧力で全てクリアされることになる。そこにはソ連のスパイによる大統領への執拗な工作もあったとされるが、かくてヤルタ協定は成立したのである。

その内容を改めて示せば、①樺太南部のソ連への返還、②大連商港のソ連の優先的利益の擁護と国際化、旅順口のソ連海軍基地としての租借権の回復、③東清鉄道及び南満州鉄道の共同運営、ソ連の優先的利益の保障、④千島列島のソ連への引き渡し——ということになる。五百旗頭氏によれば、それはカイロ宣言の「修正」としての意味をもつというが、筆者にいわせれば、要は大統領のずさんな戦後構想がしからしめた、露骨な「大国主義的取引」以外の何ものでもない。これをしも中国は「戦後の国際秩序の重要な基礎」というのであるならば、そんな国際秩序はまさに即刻打破されるべき対象に他ならない、とむしろ強調したい。

※ このヤルタ協定については様々な研究がなされているが、本稿執筆後に筆者が読むこととなった有馬哲夫氏の論文「スキャンダラスなヤルタ会談 前編・後編」(『Voice』2014年8・9月号)は、主にルーズベルト外交の舞台裏からそのデタラメさ、正当性のなさを論じていて大いに参考になる。

## 戦後秩序においては日本は秩序の柱だ

さて、以上が中国が「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」と称するものの実態であったが、最後に確認しておきたいのは、そのような「成果」は大戦中の「暫定的成果」に過ぎず、本当の戦後の国際秩序はその後大統領がトルーマンに替わり、ソ連との熾烈な冷戦が始まり、更には中国が共産化し、朝鮮戦争が勃発するという国際政治の大転換の中で、その内容は大きく修正されていったということだ。厳密に言えば、ポツダム宣言はその修正の初期段階に位置するものともいえるが、窮極的な秩序の画定は最終的にはサンフランシスコ平和条約でなされた、というのが筆者の認識なのである。

そこでは日本は「敵国」というより、むしろ「対等で友好的で協力的」な「完全な主権国家」ということになった。「敵国日本」の打倒ではなく、その日本が最も頼りがいのある「アジア安定の柱」として位置づけ直されたのだ。「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」などというものがいかに場違いな主張が明らかだといえるが、そこで新たに問題となるサンフランシスコ平和条約については、稿を改めて論ずることとしたい。〈初出・『明日への選択』平成24年1月号〉

## 対日講和はカイロ宣言の否定の上に成立した(以下、後編)

前編では、中国が「戦後国際秩序の重要な基礎」と称するカイロ宣言について論じさせていただいた。確かに第二次大戦中の一時期を画する「歴史的宣言」であったことは事実としても、決してそれは戦後の国際秩序の基礎を形成するまでの意味と実態をもつものではなかった、というのがその趣旨であった。と同時に、戦争の結果としての「最終的な領土処理」を定めるのはその後の平和条約であり、決して戦中示された「戦争宣言」のようなものではあり得ない、との指摘も行った。つまり、カイロ宣言を《錦の御旗》とし

て掲げる中国の主張は、決して説得力のあるものたり得ない、としたのである。

本稿ではそれを受け、その戦後処理条約たるサンフランシスコ平和条約の重要性について、改めて論じさせていただくこととしたい。最初に結論を述べれば、同平和条約はカイロ宣言の骨格ともいふべき、以下に示す三点の根本的な否定の上に成り立っており、その結果としてカイロ宣言は、中国のいう「戦後国際秩序の重要な基礎」たる位置づけを完全に喪失することとなった、ということである。

その三点とは以下のようなものだ。

- ① 日本を「侵略者」（犯罪者）とし、連合国を「警察官」とする枠組み
- ② 中国を戦後秩序形成の「三大同盟国」（もしくは「四大同盟国」）の一つとする位置づけ
- ③ 台湾、及び澎湖島を「中華民国」に返還するとする約束

以下、この三点がどのように否定され、それとは根本的に異なるサンフランシスコ平和条約の規定となっていったか、を明らかにしてみたい。

## 冷戦以前は「四大国協調体制」

まず前編では、中国が「三大同盟国」として位置づけられたのはカイロ宣言の時のみで、その後はむしろ「米英ソ」が中心の枠組みとなっていった、と指摘した。ルーズベルトはカイロ会談で蒋介石を過大視していたそれまでの幻想に目覚め、今度はスターリンという新たな幻想に急速に傾斜していくことになった、といえるからだ。

その「スターリンとの同調」という路線の頂点となったのがヤルタ会談であったが、その枠組みはルーズベルトの死後もしばらく修正されることなく、あの歴史的な「トルーマン宣言」という形で「冷戦の開始」が世界に告げられた1947年3月まで、形の上では継続されることとなった。その事実を示すのが米英ソによる「三国外相会議」と呼ばれるものであった。

むろん、とはいえ平和条約の枠組みとなると、この「三国外相会議」だけで勝手に決められることではない。つまり、対独では仏、対日では中国を除外することはできず、それゆえ当初は対独では米英ソ仏、対日では米英ソ中といった枠組みの「四国条約案」という形のもので、まず考えられることとなっていったのである。すなわち、当時バーンズ米国務長官が構想したとされるもので、対日案の骨子は以下のようなものであった。

- ① 四カ国は、日本に関する「管理委員会」を設置し、25年間に亘り、日本全土における非軍事化の実施状況に関わる調査、及び監視を行う。
- ② 委員会は条約中の武装解除ならびに非武装規定に対する日本の違反、あるいは違背企図を防止する必要がある場合、四カ国に対し陸海空軍の「武力行使」を含む適宜の行動に出るよう勧告することができる。
- ③ 四カ国は条約期限満了の六ヶ月前、所定の管理継続をもはや必要としないか否かを決定するべく協議を行う。

（細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、なお以下の拙論はこの細谷氏の著書を主に参考にしつつ、展開させていただくものである）

一読してわかるように、これは明らかにカイロ宣言と共通の基盤をもつ「四カ国＝警察官」と「日本＝侵略者」という上下の発想、あるいは米英ソ中による「四大国管理」といった、戦時中ルーズベルトが考えた戦後秩序構想を色濃く残すものだったといえる。これによれば、わが国はその「非軍事化」の実施状況を25年間に亘り、この四カ国に「監視」されるのみならず、もしそれに対する「違反」、もしくは「違背企図」があると判断された場合には、四カ国による先制的な「武力行使」を受けることもあり得る、とされていたのである。まさに「前科者」に対する「再犯防止包囲網」といって過言ではないが、更に念の入ったことには、加えて条約の「期限延長」もまた随意とされていたのである。露骨な「四大国支配」固定化の条約案という他ない。

ちなみに、この考え方は米務省の対日平和条約第一次草案の骨子にも引き継がれることとなったが、前出の細谷千博氏はかかる条約の発想を以下のように評している。

「フレデリック・ダンはこのポートン・グループらが作成した講和条約草案について、その基礎にある世界情勢認識は、『第二次大戦期のものであり、冷戦期のものでない』として、厳しい批判をその著書の中で加える。たしかに四大国協調を前提とし、日本の非軍国主義化、民主化を講和条約の主目的としている点で、戦時中の思考様式の惰性の所産とみなされても仕方がない。連合国総司令部で政治顧問をつとめるシーボルト大使も、この草案については『平和報復的なやり方』『ベルサイユ条約の二の舞』と見方は手厳しい」（前掲『サンフランシスコ講和への道』）

つまり、そこには依然として戦時中の思考様式が「惰性」として残っているということであり、「冷戦」という新たな国際状況への対応という肝心な発想が欠落している、という指摘であった。

## 極東の最重要国家は中国ではなく日本

とはいえ、ここで論じたいのはそのような指摘ではない。むしろかかる戦時中の思考様式の惰性ともいべきものが、ようやくその後、冷戦の進行が露わになるとともに転換されることとなり、新たな形態のものに変わっていったという、もう一つの事実の方である。

その転換を中心になって主張したのが、「対ソ封じ込め政策」の立案者として名高いジョージ・ケナンであった。彼は前記した米務省の対日講和条約草案を、「冷戦状況の進行に鈍感で、戦時外交の延長線上にあり、大国協調の亡霊につきまとわれた非現実的なもの」と断ずるとともに、そのような講和準備作業が即刻停止されるべきことを、当時の米務省の上層部に意見具申したのである。すなわち、カイロ宣言やヤルタ協定にある「大国協調の亡霊」的な発想からの脱却が急務だ、としたのだ。

むろん、それは同じ米務省内でもこれに呼応する動きを呼び、政策企画部のデービス

による次のような勧告を生むことともなった。

「アメリカ政府の提案する、対日講和のとりきめは、日本と太平洋地域でのアメリカの目的を促進するものでなければならない。アメリカの中心的目標は、太平洋の経済に組みこまれた安定した日本、アメリカに友好的で、必要な場合には手を貸し、信頼できる同盟国日本の存在である。／出来上がった対日講和条約草案は、国際的監視体制のもとでの日本の急激な非軍事化と民主主義化にもっぱら関心を向けて、わが国の中心的目標の促進をはかることは余り念頭においてないかのようなのである」（前掲書）

つまり、冷戦という新しい国際状況の下で、アメリカの第一義的な目標は何か、という最も中心的な視点を考えれば、むしろ「安定した日本」、「同盟国日本」という視点こそが中心的目標となるべきであり、この対日講和条約草案のような依然として日本を敵対視し、危険視するようなものであってよいものか、としたのである。つまり、今やアメリカの国益からすれば、極東における最重要国家は中国ではなく、むしろ日本ではないか、としたのだ。

ところで、このような米国の路線転換の中で登場することとなったのが、かの「反共の闘士」ダレスであった。「冷戦はわれわれアメリカの自由社会を、枢軸国——あの一九四二年の暗黒の日々の枢軸国が脅かしたより、一層危険な状態においている」というのが彼の冷戦認識であったが、彼はかかる認識から「ソビエトの指導者は、合衆国を包囲し、絞殺しようとする長期プログラムの実現に向けて着々とその歩を進め、既に多くの成功を収めている」とし、「自由社会の制度を究極的に覆滅しようとする」そのソ連との戦いの意義を強調するとともに、ソ連の「自由社会包囲プログラム」に対抗するグローバルな冷戦戦略という位置づけの中で、「西側陣営の一員としての日本の確保」という新たな課題を対日講和構想の中に据えていくことを説いたのである。

その結果が、先の國務省案とは根本的に性格を異にする「寛大な対日講和」の構想を示した「対日講和七原則」であった。そこには日本を「侵略国」とする発想はもはやなく、更には「四大国管理」などという発想もまた完全に姿を消し、賠償請求権や再軍備禁止といった発想すらも放棄されていたといえる。それはいい方を換えれば、要はカイロ宣言やヤルタ協定に見られるような対日敵視の発想を否定した、むしろ日本を「国際秩序の重要な基礎」と位置づける、まさに真逆な平和条約の構想でもあったといつてよい。

と同時に、そこでは台湾、澎湖島、南樺太、千島の地位については、米英ソ中による「将来の決定に委ねる」との考え方も、また新たに打ち出されていた。これらはカイロ宣言やヤルタ協定では、無条件に中国やソ連に返還、もしくは引き渡されるものとされていたが、これらに対して微妙な修正の手が加えられたのだ。今や明確な敵対国家となったソ連や中国に対し、何もこちら側から無条件で彼らに領土を譲ってまでやることはない、との判断であったろう。

## 「大国協調の亡霊」は根本的に否定された

むろん、この条約原則はソ連・中国による猛烈な反発を呼ぶこととなった。両者の主張はほぼ同様の内容といってよいが、ここでは50年12月の周恩来外相による声明を紹介したい（西村熊雄『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』鹿島平和研究所）。

- ① 中華人民共和国の参加しない対日講和条約の準備及び起草は不法かつ無効である。
- ② 四国外相会議による四国一致の原則が、対日講和条約締結の正当な手続きである。
- ③ カイロ宣言、ヤルタ協定、極東委員会で承認した降伏後の対日基本政策が、対日講和条約の主要な共通の基礎である。
- ④ 台湾及び澎湖諸島はカイロ宣言で中国に返還が決定した。南樺太及び千島列島は、ヤルタ協定でソビエトへの返還及び引き渡し決定した。すでに決定したこれらの領土の処分をふたたび討議する理由はない。

つまり、このカイロ宣言、ヤルタ協定をなぜ無視するのか、というのである。それがここにいう「四国外相会議」「四国一致の原則」であると同時に、カイロ宣言、ヤルタ協定を対日講和条約の「主要な共通の基礎」とする指摘だったといつてよい。一読して明らかごとく、いかに彼らがこのカイロ宣言、ヤルタ協定を重視し、それを基本に位置づけようとしていたかがわかるともいえよう。

ところで、こうした中でダレスによる講和実現に向けての外交が進められていった。その前に立ち上がったのは当然この中ソであったが、実は英国もまた難題であった。英国の後ろにはオーストラリアやニュージーランドという英連邦国家が控えており、とりわけ彼らが「寛大な講和」に対する強い反対を唱えたからである。

その主張のポイントは、一つは日本に対する警戒・監視の視点は未だ弛めるべきではないとする指摘であり、もう一つは南樺太・千島は「ソ連に」割譲し、台湾は「中国に」割譲することを逆に明記すべし、とするものであった。ダレスはこれに対し、「まるで二つの巨大な岩石が前途の路上にだしぬけにおかれたようだ」と憤懣の情を露骨にぶちまけるとともに、かかる英国の反対を撤回・修正せしめるべく全力の外交努力を傾けていったのである。それは当然のことながら、米英両国間における実質三ヶ月にも及ぶ条約案の厳しいやり取りという熾烈な交渉経過ともなったが、結論からいえば米国案の基本線がほぼ最後まで貫かれるという画期的な結果となった。細谷千博氏は述べる。

「練り直された米英共同草案は、六月十四日（五一年）、交渉の双方の当事者によって承認される。この共同草案は、形式的には双方の主張を半々にもりこんだ外観をいぜん保っていたにせよ、実質面では……重要な、とくに政治的性格を色濃く帯びた問題では、アメリカの主張が大部分貫かれるものとなっていた」（前掲書）

例えば、英国側が強硬に主張した対日警戒の規定——例えば日本軍国主義の復活防止を保障する規定、戦争犯罪人の特赦の権利を否定する規定、あるいは日本軍国主義体制の責任に言及する規定——等々は全て削除されるとともに、また日本の再軍備を制限す

る規定も同時に削除され、更に南樺太と千島、そして台湾については、単に「日本はこれらの領域に対する主権を放棄する」といった相手先を明記しない表現での決着となったのである。いずれにしても、それはカイロ宣言、ヤルタ協定、そして更にいえばポツダム宣言の規定の根本的な修正、もしくは否定という意味をもつものであることは否めない事実であった。

## 「日本封じ込め」の願望

さて、このようにして対日講和条約、すなわちサンフランシスコ平和条約は形づくられた。特記すべきはその前文冒頭に示された以下のような言葉である。

「同盟国及び日本国は、両者の関係が……主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間との関係でなければならないことを決意し……」

つまり、これは例えば、「三大同盟国（米英中）は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり」としたカイロ宣言、あるいは「日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」としたポツダム宣言の規定と、いかに隔たったものとなったか、ということだ。

日本を「侵略者」とし、また「世界征服」を夢見た軍国主義国家とし、それを罰し、その力と影響力を永久に「除去」しようとするのがこの二つの宣言であるなら、サンフランシスコ平和条約は、逆に日本を「対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間との関係でなければならない」としたのである。重要なのは、わが国にとっての戦後の正式の出発点となったのは、このサンフランシスコ平和条約の方だということだ（なお、このサンフランシスコ平和条約のこの点での意義については、拙著『憲法かく論ずべし』所収「戦後日本とサンフランシスコ講和条約」でも論じている）。

最後に、このサンフランシスコ平和条約に反対し、それへの参加を拒否したソ連のゲロムイコ外相のこのサンフランシスコ講和会議における反対演説の一部を紹介しつつ、この稿を終えたい。これこそが今日にまで及ぶ、反日国家の基本的主張に他ならないからだ。

「まず、この条約の基本となるべき原則は何か、日本が再び侵略国家となるのを防ぐにはどういう規定を設くべきか、日本の運命が再び軍国主義者……の手中に落ちないようにするためにはどういう規定を設くべきか、の問題が起こる。／会議参加国が周知の国際諸協定に規定されている原則から出発し、これが履行として日本の軍国主義の再生禁止を規定するならば、この問題は立派に解決できる。この国際諸協定とは、特にカイロ宣言、ポツダム宣言とヤルタ協定である。（中略）日本の侵略の反復を許さず、日本と他国との間に平和な関係を樹立しようと現実に希望するものは、この（協定の）目的を支持せずにはおれない」（前掲『日本外交史27』）

ここでもまた、錦の御旗とされているのはカイロ宣言、ポツダム宣言、そしてヤルタ協定だといってよい。これを見れば、今回再び中国が同じことを主張し始めている理由というものも、見えてくる気がしよう。要は今日なお彼らが夢見るのは、かつてジョージ・ケナンが「大国協調の亡霊」とまで呼んだ、かかる「日本封じ込め」の果てなき願望に他ならないといえるからである。〈初出・『明日への選択』平成25年1月号〉